

# 付属文書 S14

## 責任の共有

第 1.2 版



**RAINFOREST  
ALLIANCE**

## 翻訳免責事項

本文書は翻訳版であり、これに記載された内容の正確な意味に関し疑義が生じた場合は、英語の公式版をご参照ください。翻訳で生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

## 詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、[www.rainforest-alliance.org](http://www.rainforest-alliance.org) にアクセスするか、[info@ra.org](mailto:info@ra.org) またはレインフォレスト・アライアンス アムステルダム事務所 (Rainforest Alliance Amsterdam Office, De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherlands) にお問い合わせください。

文書名		文書コード	版
付属文書 S14『責任の共有』		SA-S-SD-15-V1.2JP	1.2
初公開日	改訂日	発効日	有効期限
2021年1月31日	2021年9月3日	2021年9月3日	別途通知があるまで
開発者		承認者	
レインフォレスト・アライアンス作物部および基準と保証部		基準と保証担当ディレクター	
リンク先			
SA-S-SD-1-V1.1JP レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラム『農場要件』 SA-S-SD-2-V1.1JP レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラム『サプライチェーン要件』			
差し替え資料			
SA-S-SD-7-V1JP 付属文書 6『トレーサビリティおよび責任の共有』第1版(責任の共有の章)			
該当者			
認証保有農場およびサプライチェーン認証保有企業/団体			
国/地域			
すべて			
農作物		認証の種類	
レインフォレスト・アライアンス認証システムの範囲に含まれるすべての農作物(認証規則をご覧ください)		認証保有者	

付属文書には拘束力があるため、認証を取得するためには準拠しなければなりません。

レインフォレスト・アライアンスからの事前の承諾なしに本文書の内容を使用することは、複製、改変、配布、再発行を含め、固く禁じられています。

## 目次

1. はじめに .....	4
1.1 サステナビリティ差額とサステナビリティ投資の目的.....	4
1.2 スケジュール .....	4
2. 要件の解釈 .....	5
2.1 SD/SI 支払いに責任を有する認証保有者の定義 .....	5
2.2 SD/SI 支払いの文書による記録.....	6
3. サステナビリティ差額要件の解釈 .....	7
3.1 サステナビリティ差額の分配と使用(要件 3.2.1 および 3.2.2).....	7
3.2 サステナビリティ差額の分配と使用の報告（要件 3.2.1 および 3.2.2） .....	9
3.3 サステナビリティ差額の支払い（要件 3.2.4 および 3.2.5） .....	10
3.5 最低サステナビリティ差額(要件 3.2.7) .....	11
4. サステナビリティ投資要件の解釈 .....	13
4.1 サステナビリティ投資計画と、レインフォレスト・アライアンス テンプレートの使用(要件 3.3.1) .....	13
農場 CH の責任 .....	13
4.2 サステナビリティ投資の支払い(要件 3.3.4).....	13
サプライチェーン CH の責任 .....	13
サプライチェーン CH の責任 .....	14
農場 CH の責任 .....	15
5. サプライチェーン要件(SD と SI)と、それらの作物部門ごとの適用性まとめ .....	16

# 1. はじめに

レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムが定める、サステナビリティ差額(SD) (項目 3.2) とサステナビリティ投資(SI) (項目 3.3) に関する要件は、認証保有農場(農場 CH)およびサプライチェーン認証保有者(サプライチェーン CH)の両方に適用されます。レインフォレスト・アライアンス認証農作物を供給している世界規模のサプライチェーンは、それぞれに文化や構造が大きく異なるため、責任の共有要件を導入するためには、作物部門ごとに、異なる取り組みが求められます。本付属文書では、サステナビリティ差額とサステナビリティ投資という重要な概念の解釈と、作物部門ごとの要件の適用性に関する詳細を説明します。本文書に概説されている、作物部門ごとの規則の導入や時期に関する手引きについては、当団体が[ウェブサイト](#)で公開する SD および SI 手引書で、さらに詳しく解説します。

## 1.1 サステナビリティ差額とサステナビリティ投資の目的

### サステナビリティ差額の目的

要件 3.2.3 は、「認証製品の購入者は、サステナビリティ差額を、市場価格、品質プレミアム、またはその他の差額に加えて、金銭による支払いで支払う。サステナビリティ差額は、現物による支払いはできない」と規定しています。

この要件は、持続可能な農業慣行を実践するための取り組みに対して、生産者や労働者に報酬が与えられるようにすることを意図しています。

### サステナビリティ投資の目的

要件 3.3.4 は、「認証製品の購入者は、合意されたサステナビリティ投資を、少なくとも年に一度、現金または現物で支払う」と、規定しています。

この要件は、農場段階で発生する、持続可能な生産の達成に要する費用の負担に、購入者が直接貢献することで、そのような投資費用が、サプライチェーン全体に、より均等に分配されるようにすることを、意図しています。

## 1.2 スケジュール

SD 要件と SI 要件の導入の具体的な日程は、レインフォレスト・アライアンス認証農作物を生産する作物部門ごとに規定されています。これらのスケジュールは、各作物部門の市場構造と、部門関係者との協議に基づいています。2020 基準に基づいて販売される数量に関して、各作物部門で SD/SI 要件が必須になる日程は、以下の表の通りに定められています。

日付	作物部門	詳細
2021 年 7 月 1 日	コーヒー	2021 年 7 月 1 日以降に購入された、2020 レインフォレスト・アライアンス基準に基づいて認証された数量に関して
	カカオ	
	ヘーゼルナッツ	
	ハーブとスパイス類	
	その他の作物部門	
2022 年 1 月 1 日	茶類	2022 年 1 月 1 日以降は、各ブランドは約束を立てる支払いは、2023 年 1 月 1 日以降に、それらの約束に対して、さかのぼって行われる
	果物(加工品)とココナッツ油	2022 年 1 月 1 日以降の最初の契約周期から開始
2023 年 1 月 1 日	バナナと生鮮果物	2023 年 1 月 1 日以降にサプライチェーンに加えらるる数量に関して
	花卉	2023 年 1 月 1 日以降にサプライチェーンに加えらるる数量に関して

表 3 : SD/SI 要件の導入に関するスケジュール

## 2. 要件の解釈

### 2.1 SD/SI 支払いに責任を有する認証保有者の定義

要件 3.2.3 および 3.3.4 の適用性が、特定の種類のサプライチェーン認証保有者(サプライチェーン CH)に限定されないようにするため、一般的用語の「バイヤー」が使用されます。SD および SI 支払いに、どのサプライチェーン CH が責任を有するかは、どのようにサプライチェーンが構成されているかに基づいて、作物部門ごとに決定されます。

多くの場合、SD および SI は、「認証保有農場の次に認証製品を法的に所有する、最初の認証保有者」と定義される、**第一バイヤー**によって支払われます。

特定の農作物においては、SD および SI は、「登録商標(名称またはマーク)の下に、農産物を市場投入する企業または人物。これには、企業、外食、および小売と、小売会社が所有するプライベートブランドまたはストアブランドが含まれることがある」と定義される、**ブランドオーナー**によって支払われます。

その他の作物部門では、**輸入業者**が、SD および SI の支払いに最終的な責任を有します。輸入業者は、「認証製品を原産国から他国を経由せずに自ら輸入する原産国外の組織であり、小売業者、ブランドオーナー、またはこの役割を果たすその他の組織が含まれる」と定義されます。

以下の表は、各作物部門のレインフォレスト・アライアンス認証農産物ごとに、どの CH が、SD および SI 支払いに関連する要件に準拠する責任を有するかを示します。

農作物/作物部門	SD/SI 支払い要件対象者
コーヒー	第一バイヤー
ココア	第一バイヤー
茶類	ブランドオーナー
バナナと生鮮果物	輸入業者 注:生産国のサプライチェーン CH は、農場 CH への金額の送金に責任を有する
果物(加工品)とココナッツ油	第一バイヤー
ヘーゼルナッツ	第一バイヤー
ハーブとスパイス類	第一バイヤー
花卉	未定
その他の作物部門	第一バイヤー

表 4 : SD/SI 支払いに関する要件に準拠する責任を有するサプライチェーン CH の概要

#### SD/SI 支払いに対する責任の共有

SD/SI 支払いは、第一バイヤーとその顧客の間の契約内容に影響する可能性があります。そのような契約内容が、レインフォレスト・アライアンス認証またはトレーサビリティプラットフォームで、収集されることはありません。ただし、当団体の長期的な展望として、責任の共有への貢献は、サステナビリティ差額の支払いおよびサステナビリティ投資の実施に直接的な責任を有する関係者だけでなく、サプライチェーンの全関係者に対して望まれます。そのため、当団体は、認証サプライチェーン全体での責任の共有に向けた第一歩として、SD と SI の支払いおよび使用に関して、透明性拡大の促進に尽力して参ります。

(表 4 の) 責任を有するサプライチェーン CH から農場 CH に支払われたおよび/または送金された SD と SI の金額は、農場 CH とサプライチェーン CH の両者によって、レインフォレスト・アライア

ンストレーサビリティプラットフォームに記録されなければなりません。これによってもまた、レインフォレスト・アライアンスは、より高い透明性を提供できるようになり、バイヤーは、所属するサプライチェーン内での SD と SI の支払い状況およびこれがどのように生産者の生活と農場レベルでの持続可能性の改善を支援するために使用されているかを確認できるようになります。

### 他農場から認証製品を購入する農場 CH

範囲内に農業を含む認証保有者(CH)は、他農場 CH からの認証製品の購入を行う場合もあります。その場合は、当該認証製品を購入する農場 CH が第一バイヤーになります。そのため、第一バイヤーが SD/SI の支払いに責任を有する農作物(表 4 参照)に関しては、他農場から認証数量を購入する農場 CH も、認証を受けたものとして購入した数量に対して、SD/SI 支払いを行う責任を負います。

### 複数の農作物を購入するサプライチェーン CH

複数の農作物を取り扱うサプライチェーン CH に関しては、それらの作物部門によって(表 4 参照)、SD と SI の支払いに対して、農作物ごとに、異なる責任を有する可能性があります。例えば、ある購入者が、認証コーヒーと認証茶類を購入したとすると、認証コーヒーに関しては、そのバイヤーが第一バイヤーであり、コーヒー部門では第一バイヤーが SD/SI 支払いに責任を負うため、このサプライチェーン CH が、農場 CH への SD/SI 支払いに責任を負います。一方で、認証茶類に関しては、ブランドオーナーが責任を有するサプライチェーン CH であるため、このサプライチェーン CH は、SD/SI 支払いに責任を負いません。

## 2.2 SD/SI 支払いの文書による記録

SD/SI の支払いに責任を有する CH は、レインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームに入力された情報に加えて、自身の管理システムに SD および SI 支払いに関する完全な記録を残さなければなりません。SD/SI 支払いは、すべての作物部門で、レインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームでの記録が必要になります。トレーサビリティプラットフォームでの SD/SI の記録がまだできない作物部門では、SD/SI 支払いの記録は、そのすべてが残され、さかのぼって報告されなければなりません。

### 第一バイヤー（茶類、バナナ、生鮮果物および花卉を除く、すべての農作物）

第一バイヤーが SD/SI 支払いに責任を有する場合、そのサプライチェーン CH は、次のことに責任を負います。

- SD と SI の金額を農場認証保有者と取り決める。合意された SD と SI は、農場 CH との契約書と請求書に含める。現物による SI が当事者間で合意された場合は、それらも含める。
- 農場 CH に対して直接に SD/SI 支払いを行い、自身の管理システムに完全な記録を残す。
- レインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームで SD および SI 支払いを確認/記録し、実際に行われた支払いを反映させる。

### 輸入業者（バナナ、生鮮果物）

輸入業者が SD/SI 支払いに責任を有する農作物に関しては、これには次の活動が含まれます。

- サプライヤー(サプライチェーンの構成により、サプライヤーは、農場 CH、第一バイヤー、または仲買人である可能性がある)と、SD について取り決め、合意する。
- SI 金額(農場 CH への 5.50 米ドル/トン)および合意された SD 金額を契約書に含め、それらの詳細を請求書に記載する。現物による SI が当事者間で合意された場合は、必ずそれらも契約書に含まれるようにする。
- 固定の SI と合意された SD をサプライヤーに支払う。
- 輸入業者が第一バイヤーの場合は、SI(金銭によるものと現物によるもの)と SD の支払いをトレーサビリティプラットフォームで確認する。

輸入業者が SD/SI 支払いに責任を有する場合は、原産国のサプライチェーン CH(第一バイヤー/輸出業者など)も、SD/SI に関連する次の責任を負います。

- SD 金額を農場認証保有者と取り決める。合意された SD は、固定の金銭による SI とともに、農場 CH との契約書と請求書に含める。現物による SI が当事者間で合意された場合は、それらも含める。
- 輸入業者の約束に基づいてバイヤーと SD 金額を取り決める。合意された SD は、固定の金銭による SI とともに、バイヤーとの契約書と請求書に含める。現物による SI が当事者間で合意された場合は、それらも契約に含める。
- バイヤー(輸入業者)から受領した固定の SI と合意された SD の金額を、サプライヤーの農場 CH に送金する。
- サプライチェーン CH が第一バイヤーの場合は、SI(金銭によるものと現物によるもの)と SD の支払いをトレーサビリティプラットフォームで確認する。

### ブランドオーナー（茶類）

ブランドオーナーが、レインフォレスト・アライアンス認証として購入された数量に対して SD/SI が確実に支払われるようにすることに責任を有する農作物に関しては、レインフォレスト・アライアンスが、農場 CH への支払いを管理します。ブランドオーナーは、次のことに責任を負います。

- SD/SI の支払いを約束し、調達先の農場 CH に対する SD/SI レベルを定める。同レベルは、毎暦年の初めに、レインフォレスト・アライアンス オンラインプラットフォーム上で定められる。
- 請求書上のレインフォレスト・アライアンスによって定められた条件に従って SD/SI を支払う。

SD/SI の契約締結と支払いには、2 通りのシナリオがあります。

1. ブランドオーナーが農場 CH から直接調達する場合。
  - ブランドオーナーが、農場 CH との契約および/または販売関連書類に、直接、SD/SI を含める。
  - 合意された SD/SI は、レインフォレスト・アライアンスの支払機関を通じて、農場 CH に支払われる。
2. ブランドオーナーが消費者向け最終製品を調達する場合(例えば、外食や小売のブランドオーナー)。
  - ブランドオーナーは、SD/SI のレベルを、製造業者/梱包業者との契約や合意に含める。
  - 製造業者/梱包業者は、その SD/SI のレベルを、レインフォレスト・アライアンス認証数量の調達先である各農場 CH との契約および/または販売関連書類に含める。約束に先んじて、SD/SI 金額について、製造業者/梱包業者とブランドオーナーの間で認識が共有されている必要がある。
  - 製造業者/梱包業者は、レインフォレスト・アライアンスの支払機関を通じて、合意された SD/SI の支払いを行う。
  - ブランドオーナーは、契約書の通りに支払われた SD/SI 金額を、製造業者/梱包業者に払い戻す。

## 3. サステナビリティ差額要件の解釈

### 3.1 サステナビリティ差額の分配と使用(要件 3.2.1 および 3.2.2)

#### 農場 CH の責任

#### 生産者団体農場 CH（生産者への SD の分配）

生産者団体 CH に対して適用される要件 3.2.1 は、当該生産者団体に属する生産者一人一人に対する、団体責任者からの SD の支払いを規定しています。同要件は、次の通りに規定しています。「団



体責任者は、レインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額の全額を、現金またはその他の金銭による支払いによって、以下の通りに、団体構成員に支給する。

- 納入量に基づいた比例配分で
- 適時かつ簡便な方法で、遅くとも次の収穫期よりも前に、あるいは収穫が連続的な場合には少なくとも一年に一度」

団体構成員への SD の比例配分による分配は、次を考慮します。

- レインフォレスト・アライアンス認証として販売された数量に基づいてバイヤーから受領した SD の総額、および
- 個々の団体構成員によって生産者団体に納入された数量

生産者団体管理者は、そのため、認証製品の販売に対してバイヤーから受領した SD の全額を、団体構成員が生産者団体に納入した数量に基づいて、比例配分で、団体構成員に分配しなければなりません。

ハーブとスパイス類部門での例

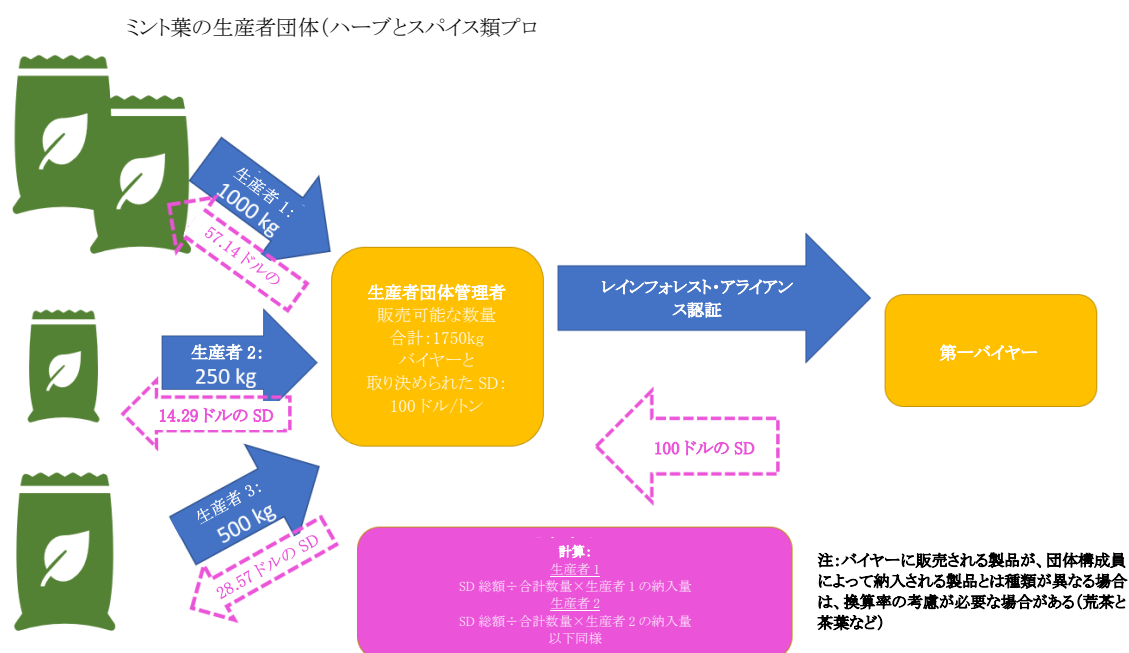


図 1 : 団体構成員への SD の分配 (要件 3.2.1)

### 大規模農場CHおよび個別の農場CH(労働者や生産者の利益のためのSDの使用)

大規模農場CHおよび個別の農場CHに対して適用される要件3.2.2は、農場責任者による、労働者の利益のためのSDの使用を規定しています。同要件には、SDの使用が労働者自身および/または生産者自身の利益になっていることが含まれていると解釈することができます。労働者の利益のためにSDを使用する際は、必ず、SDの使途に優先順位を定める段階で労働者代表と協議しなければなりません(手引き「サステナビリティ差額とサステナビリティ投資の労働者の利益のための使用」<sup>1</sup>を参照してください)。要件3.2.2は、支払われたSDの使用に関して、明確には時間枠を規定していませんが、これは毎年報告される必要があります(以下の3.2章を参照)。

<sup>1</sup> [Guidance Use-of-Sustainability-Differential-and-Sustainability-Investments-for-the-benefit-of-workers.pdf \(rainforest-alliance.org\)](https://www.rainforest-alliance.org/guidance-use-of-sustainability-differential-and-sustainability-investments-for-the-benefit-of-workers.pdf)



## 3.2 サステナビリティ差額の分配と使用の報告（要件 3.2.1 および 3.2.2）

### 農場 CH の責任

要件 3.2.1 および 3.2.2 は、農場 CH が、レインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームで SD 支払いの受領を記録しなければならないとも規定しています。農場 CH は、SD 支払いの使途、および SD の金額と使途に関する生産者と労働者への通知を、文書化しなければなりません。

### 生産者団体農場 CH（団体構成員への SD の支払いを文書化する）

団体 CH に適用される要件 3.2.1 は、団体責任者に対して、次のことを義務付けています。少なくとも年 1 回、下記を行う。

- 数量に応じて受け取ったレインフォレスト・アライアンスサステナビリティ差額を文書化する。各バイヤーからのサステナビリティ差額の支払いについては、市場価格、品質プレミアムや生活所得差額などの農作物および国別のプレミアムなどの他のプレミアムと明確に区別される個別の記録を保持する。
- 認証農作物に対して受け取ったサステナビリティ差額を、団体構成員に伝える。
- レインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額の団体構成員への支払いを文書化する。

CH は、バイヤーから受領した SD 支払いをトレーサビリティプラットフォームで記録することに加えて、団体構成員に対する SD の支払いが全て記載された、完全かつ正確な文書による記録を保持しなければなりません。これは、少なくとも年に一度、更新されなければなりません。団体構成員に支払われた金額の総額は、バイヤーから受領した SD 金額の合計に一致しなければならず、その一部であっても、責任者による保持またはその他の目的のための使用は認められません。取引費用と税金関連費用は、証拠が残されている限り、受領した SD 総額から控除可能です。これは、農場 CH に、以下の実施に対応可能な会計システムが備わっていないことを意味します。

- SD 支払いを、製品価格および品質プレミアムまたはその他のプレミアムとは別に記録する。
- 当該生産者団体に納入した製品の数量に応じて各団体構成員に支払った金額と日付を記録する。
- 団体構成員に、合意された（数量に基づく）SD の金額および支払いのスケジュールと方法に関する情報を提供する。
- 各団体構成員に、各自に支払われた SD に関する情報を提供する。

### 大規模農場 CH および個別の農場 CH（労働者または生産者の利益のための SD の使用を文書化する）

大規模農場 CH および個別の農場 CH に対して適用される要件 3.2.2 は、農場責任者に対して、「次のカテゴリにおいて労働者の利益のためにレインフォレスト・アライアンスのサステナビリティ差額を利用する：賃金、労働条件、健康と安全、住居。農場責任者は、優先順位とサステナビリティ差額の配分について、労働者代表と協議する」ことを義務付けています。

「また、農場責任者は、少なくとも年に一度、以下を文書化する。

- 1 トンあたりで受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額。各バイヤーからのサステナビリティ差額の支払いについては、市場価格、品質プレミアムまたは農作物や国別のプレミアムなどのその他のプレミアムと明確に区別される個別の記録を保持する。」
- サステナビリティ差額が労働者の利益のために使用される場合は、「賃金、労働条件、健康と安全、住居のカテゴリに応じて、サステナビリティ差額がどのように使われているか。」それらのカテゴリへのサステナビリティ差額の配分は、毎年、トレーサビリティプラットフォームに記録される。

サステナビリティ差額が生産者の利益のために使用される場合は、その目的のためのサステナビリティ差額の配分が、毎年、トレーサビリティプラットフォームに記録されます。

大規模農場および個別の農場 CH は、トレーサビリティプラットフォームで、バイヤーから受領した SD 支払いを記録することに加えて、以下が記載された、完全かつ正確な文書による記録を保持しなければなりません。

- 関連するバイヤーごとに、(数量に応じて)受領したすべての SD 支払い
- 持続可能性の優先順位についての、労働者の代表との協議の記録
- レインフォレスト・アライアンスが定めるカテゴリに基づいた SD の使用の記録。SD の使用は、労働者の代表との協議で確認された優先順位に従わなければならない。
- SD の使用のために支払われた、物品またはサービスに対する支払いの証明書類

### 3.3 サステナビリティ差額の支払い（要件 3.2.4 および 3.2.5）

要件 3.2.4 は、「責任がある認証保有者は、サステナビリティ差額の支払いに関する金額およびその他の条件を明記する明確な契約上の合意を結ぶ」と規定しています。

#### SD に関する契約上の合意

この要件に準拠するためには、契約上の合意に、少なくとも次が含まれなければなりません。

- 価格、品質プレミアム、サステナビリティ投資およびその他の差額とは明確に区別された、数量に応じたサステナビリティ差額の金額
- 次の支払い条件
  - サステナビリティ差額支払いに関連付けられる期間の定義(例えば、2022 年の年間契約量、2022 年の 10 月収穫分)
  - 支払いに関する明確な時間枠(例えば、認証製品の受領後 3 週間、毎年契約終了時など、要件 3.2.5 に違反しない形で。以下参照。)
  - 支払い方法(例えば、SD 金額振込先の銀行口座情報)
  - SD の支払い通貨

#### 第一バイヤー（茶類、バナナ、生鮮果物および花卉を除く、すべての農作物）

第一バイヤーは、農場 CH との契約上の合意の中に、SD に関する支払い条件を規定しなければなりません。

#### 輸入業者（バナナおよび生鮮果物）

輸入業者は、直接のサプライヤーとの契約上の合意の中に、SD に関する支払い条件を規定しなければなりません。また、輸入業者は、サプライヤーが、認証数量の調達先の農場 CH と結んでいる契約の中に、具体的な支払い条件を含めていることを、確認します。

要件 3.2.5 は、SD 支払いに責任を有するバイヤーが、「サステナビリティ差額全額を、少なくとも年に一度、かつ関連する農作物向けに定められた支払い条件に遅れることなく」支払うと規定しています。各農作物に対する、遵守すべき具体的な時間枠は、それぞれの作物部門内での一般的な契約慣行に基づいて定められています。それらを以下の表に示します。

農作物/作物部門	適用される支払い時間枠
コーヒー	支払いは、農場認証保有者から第一バイヤーへの認証製品の出荷から 12 ヶ月以内に行う
カカオ	支払いは、現地の規制に別段の定めがある場合を除き、農場 CH から第一バイヤーへの出荷から 6 ヶ月以内に行う
茶類	支払いは、毎年第 1 四半期に、前年に使用されたすべての数量に対して行われる。レインフォレスト・アライアンスがブランドオーナーに対して行う請求に基づいて、支払いは、この四半期内に行われ

	なければならない。1年(12ヶ月)以内に全額が支払われる必要がある。
バナナとその他の生鮮果物	支払いは、バナナとその他の認証生鮮果物に対する通常の支払いに紐付けられる
果物(加工品)とココナッツ油	支払いは、農場 CH から第一バイヤーへの出荷から12ヶ月以内、ただし次の収穫周期が始まるまでに行う
ハーゼルナッツ	支払いは、農場 CH から第一バイヤーへの出荷から6ヶ月以内、ただし次の収穫周期が始まるまでに行う
ハーブとスパイス類	支払いは、認証保有農場から第一バイヤーへの認証製品の出荷から12ヶ月以内に行う
花卉	未定
その他の作物部門	支払いは、認証保有農場から第一バイヤーへの認証製品の出荷から12ヶ月以内に行う

表 5 : SD 支払いの時間枠

### 3.4 サステナビリティ差額支払いの報告(要件 3.2.6)

SD 支払いに関する透明性の向上を促進するため、要件 3.2.6 は、第一バイヤーが、「実際の支払いが行われてから遅くとも3ヶ月以内に、トレーサビリティプラットフォームで、SD の支払いの確認」を記録すると規定しています。

#### レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティプラットフォームでの SD 支払いの記録

トレーサビリティプラットフォームでは、記録は、以下の手順で行われます。

- 農場 CH は、トレーサビリティプラットフォームに販売取引を入力する際、取引詳細の「合意された SD」欄に、契約上の合意された SD 金額を記入する。
- 第一バイヤーは、農場 CH ごとに集計された取引の概要を閲覧できる。選択した期間内の「合意された SD」の総額が、調達先の農場 CH ごとに表示される。
- 第一バイヤーは、取引された数量に対する SD 支払いを、トレーサビリティプラットフォームで、「支払い確認済み」の金額を報告することにより、確認する。その支払い確認済みの金額が、支払いが合意された金額と異なる場合は、その差異を説明する理由を記入しなければならない。

### 3.5 最低サステナビリティ差額(要件 3.2.7)

最低サステナビリティ差額が定められている業種(カカオ)においては、サステナビリティ差額の支払いに責任を有する認証保有者は、要件 3.2.7「最低額が定められている農作物に関しては、サステナビリティ差額は、所定の最低額以上支払われる」を遵守しなければなりません。

現在、レインフォレスト・アライアンスは、最低サステナビリティ差額を、カカオに対して定めています(2022年から適用可能)。以下の表に、カカオにおける最低 SD 要件を示します。

カカオ	地域	
	アフリカ	世界のその他の地域
最低 SD	カカオ豆 1 トンあたり 70 米ドル	カカオ豆 1 トンあたり 70 米ドル
開始日	レインフォレスト・アライアンス認証として販売される、2022/23 収穫周期中またはそれ以降に生産された、すべての認証カカオ	2022 年 7 月 1 日

表 6 : 最低サステナビリティ差額 (要件 3.2.7)

レインフォレスト・アライアンスは、最低サステナビリティ差額を、今後、他業種に対して導入する権利を留保します。本表は、他業種に対する最低 SD 金額が定められ次第、更新される予定です。

## 4. サステナビリティ投資要件の解釈

### 4.1 サステナビリティ投資計画と、レインフォレスト・アライアンス テンプレートの使用(要件 3.3.1)

#### 農場 CH の責任

##### サステナビリティ投資計画の作成

団体責任者、大規模農場および個別農場 CH に対して適用される要件 3.3.1 は、責任者に対して、「少なくとも年に一度、レインフォレスト・アライアンス サステナビリティ投資計画テンプレートを使用して、持続可能性の改善に必要な投資を明らかにする」ことを義務付けています。レインフォレスト・アライアンス投資計画テンプレート(付属文書 S16)の使用は、2022 年 1 月 1 日から拘束力を持ちます。それまでの間も、農場 CH は、自身の投資需要をサステナビリティ投資計画で定義しなければなりません、これには独自の形式を使用して構いません。

サステナビリティ投資は、農場 CH に対して、持続可能な農業基準の主要要件および関連する改善要件への遵守を支援することを目的としています。投資需要を特定するため、団体責任者または農場責任者は、自己査定、リスク査定、内部監査、審査、農場管理計画および能力査定の結果を使用し、追加の資源が必要になる、持続可能な農業基準要件の遵守を達成し維持するために必要な活動を、特定します。これらの投資需要は、翌年のための契約締結に先立って、サステナビリティ投資(SI)計画に含められることで、必要な SI の価額が購入者に知らされます。また、投資計画は、現物出資で満たすことができるサステナビリティ投資需要の特定に役立ちます。収穫完了後に、投資計画は、バイヤーから受領した SI 出資に基づいて更新されます。

レインフォレスト・アライアンス投資計画テンプレートを使用した投資計画の作成に関する手引きは、付属文書 S16(サステナビリティ投資テンプレート)に掲載されています。

### 4.2 サステナビリティ投資の支払い(要件 3.3.4)

#### サプライチェーン CH の責任

要件 3.3.4 は、レインフォレスト・アライアンス認証として購入されたいかなる数量に対しても、「サステナビリティ投資全額が、少なくとも年に一度、かつ関連する農作物向けに定められた支払い条件に遅れることなく支払われる」ことを義務付けています。

##### SI 支払いの時間枠

各農作物に対する、遵守すべき具体的な時間枠は、その作物部門における一般的な契約慣行に基づいて定められています。それらを以下の表に示します。

農作物/業種	適用される支払い時間枠
コーヒー	支払いは、認証保有農場から第一バイヤーへの認証製品の出荷から 12 ヶ月以内に行う。
カカオ	支払いは、現地の規制に別段の定めがある場合を除き、農場 CH から第一バイヤーへの出荷から 6 ヶ月以内に行う。
茶類	支払いは、毎年第 1 四半期に、前年に使用されたすべての数量に対して行われる。レインフォレスト・アライアンスがブランドオーナーに対して行う請求に基づいて、支払いは、この四半期内に行われなければならない。
バナナとその他の生鮮果物	支払いは、バナナとその他の認証生鮮果物に対する通常の支払いに紐付けられる。SI の金額は、現在は、5.50 米ドル/トンに固定されている。
果物(加工品) とココナッツ油	支払いは、農場 CH から第一バイヤーへの出荷から 12 ヶ月以内、ただし次の収穫周期が始まるまでに行う。

ヘーゼルナッツ	支払いは、農場 CH から第一バイヤーへの出荷から 6 ヶ月以内、ただし次の収穫周期が始まるまでに行う。
ハーブとスパイス類	支払いは、認証保有農場から第一バイヤーへの認証製品の出荷から 12 ヶ月以内に行う
花卉	未定
その他の作物部門	支払いは、認証保有農場から第一バイヤーへの認証製品の出荷から 12 ヶ月以内に行う。

表 7：SI の支払い時間枠（要件 3.3.4）

#### SI 支払いのレベルと条件に関する合意

認証製品の購入に関する契約を締結する際には、SD/SI に責任を有するサプライチェーン CH は、サステナビリティ投資の種類、価額および条件に関して合意しなければなりません。サステナビリティ投資として受領した金額は、農場 CH が、サステナビリティ差額と市場価格から、そして品質プレミアムまたは農作物別および国別のプレミアムなどのその他のプレミアムから、明確に区別できなければなりません。

#### 固定のサステナビリティ投資レベル

現在、レインフォレスト・アライアンスは、バナナと生鮮果物に対して固定のサステナビリティ投資レベルを設定済みで、2022 年から適用されます。バイヤーは、2023 年 1 月 1 日以降にサプライチェーンに加えられる数量に対しては、この金額を支払わなければなりません。

認証製品の重量	2022 年、2023 年、 2024 年
	固定額
1 トン (1000kg) あたり	5.50 米ドル
1 バナナ箱 (18.14kg) あたり	0.10 米ドル

レインフォレスト・アライアンスは、固定のサステナビリティ投資レベルを、今後、その他の作物部門に対して導入する権利を留保します。

#### SI 支払いのレベルと条件に関する合意

サステナビリティ投資は、現金か現物かに関わらず、少なくとも年に一度、契約に従って行われます。現金によるサステナビリティ投資（すなわち金銭的な支払い）は、認証を受けたものとして購入された数量に基づいて計算されます。現物による投資は、数量に基づいた金銭的な SI 出資とは別に、追加で計上されます。現金による SI と現物による SI は、トレーサビリティプラットフォームで、別個の項目として記録されます。

### 4.3 サステナビリティ投資の報告(要件 3.3.1 および 3.3.5)

#### サプライチェーン CH の責任

SI 支払いに関する透明性の向上を促進するため、要件 3.3.5 は、サプライチェーン CH が、「実際の支払いが行われてから 3 ヶ月以内に、トレーサビリティプラットフォームで、サステナビリティ投資支払い(現金および現物)の確認」を記録すると規定しています。

#### レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティプラットフォームでの SI 支払いの記録

トレーサビリティプラットフォームでの記録は、以下の手順で行われます。

#### 金銭的支払いでのサステナビリティ投資の場合は、

- 農場 CH は、トレーサビリティプラットフォームに販売取引を入力する際、「合意された SI」欄に、合意された SI 金額を記入する。
- 購入者は、選択した期間内の「合意された SI」の総額を含む、農場 CH ごとの取引の概要を出力できる。



- バイヤーは、取引された数量に対する SI の支払いを、トレーサビリティプラットフォームで、「支払い確認済み」の金額を報告することによって確認する。その確認済みの金額が、合意された金額と異なる場合は、その差異の理由を記入しなければならない。

#### 現物でのサステナビリティ投資の場合は、

- 現物でのサステナビリティ投資は、取引された認証数量に基づいては計算されない。そのため、現物 SI の推定価額が、認証製品購入先の農場 CH ごとに、「SI(現物)支払い確認済み」として、サプライチェーン CH によって、トレーサビリティプラットフォームを通じて報告される。

金銭での SI と現物での SI は、どちらも年単位での実施が可能ですが、「実際の支払いが行われてから 3 ヶ月以内に」報告しなければなりません。

- 現物でのサステナビリティ投資の場合は、農場 CH が、物品またはサービスの提供を受けてから、3 ヶ月以内を意味する。
- 同年中に複数の支払い(金銭または現物で)が行われる場合(例えば、SI が通常の請求に含まれる場合)は、SI 支払いは、四半期単位で、もしくは年次支払い周期の最後の支払いから 3 ヶ月以内に、合算で報告しても構わない。

### 農場 CH の責任

**レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティプラットフォームでの SI 支払いの記録**  
農場 CH は、トレーサビリティプラットフォームで、認証を受けたものとして販売された数量に対する「合意された SI」を記録しなければなりません。

また、農場 CH は、購入者から受領した SI の使用について報告しなければなりません。収穫期の終了後、かつ少なくとも年に一度、責任者は、「レインフォレスト・アライアンス投資カテゴリに基づいて、投資計画に対して購入者から受領した、現物および金銭でのサステナビリティ投資を記録」します。受領(金銭と現物の両方)および支出(金銭での SI)された SI の記録は、サステナビリティ投資テンプレートで閲覧可能で、そこに反映されます。この情報の概要は、レインフォレスト・アライアンス プラットフォームに入力されます。

トレーサビリティプラットフォームでの報告は以下の手順で行われます。

- 農場 CH は、トレーサビリティプラットフォームに販売取引を入力する際、「支払いが合意された SI」欄に、契約上合意された SI 金額を記入する。
- 「合意された SI」は、金銭での SI として受領されるべき金額を表す。
- 金銭面で受領される SI は、所定の投資カテゴリを用いて SI 計画テンプレートで特定された需要に対する投資を行うために使用される。
- 投資実施後は、農場 CH は、金銭で受領した SI 全額に占める各投資カテゴリへの支出の割合を、報告する。
- 現物で受領された SI は、現物投資を行なったサプライチェーン CH が報告する点に留意する。

## 5. サプライチェーン要件(SD と SI)と、それらの作物部門ごとの適用性まとめ

注：「第一バイヤー」は、農場 CH の次に、その認証製品の法的所有権を取得する、最初の CH を指す。

要件番号	項目	コーヒー	カカオ	茶類	バナナと生鮮果物	果物(加工品)とココナッツ油	ヘーゼルナッツ	ハーブとスパイス類	花卉	その他の作物部門
3.2.3	SD の支払いに責任を有する CH	第一バイヤー	第一バイヤー	ブランドオーナーが責任を有する。 梱包業者/製造業者が、ブランドオーナーに代わって、SD 支払いを行う。	輸入業者が SD 支払いに責任を有する。 農場 CH と輸入業者の間のその他のサプライチェーン CH は、支払いを送金する。	第一バイヤー	第一バイヤー	第一バイヤー	未定	第一バイヤー
3.2.4	農場 CH との SD に関する契約上の合意に責任を有する CH	第一バイヤー	第一バイヤー	契約は無い。 レインフォレスト・アライアンストレサビリティプラットフォームでブラン	農場 CH から輸入業者の段階に至るまで、販売者とバイヤーの間に契約上の合意が存在する。	第一バイヤー	第一バイヤー	第一バイヤー	未定	第一バイヤー

				ドオーナーによって毎年立てられる約束。						
3.2.5	支払いの時間枠	12ヶ月	現地の規制に別段の定めがある場合を除き、6ヶ月	年に一度。前年のSD/SIの約束に対して毎暦年の第1四半期に請求および支払い。	商業上の支払いと時間枠に結び付けられる。	12ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	未定	12ヶ月
3.2.6	SD支払いの報告	第一バイヤー	第一バイヤー	ブランドオーナーまたは委託先の梱包業者。	第一バイヤー	第一バイヤー	第一バイヤー	第一バイヤー	未定	第一バイヤー
3.2.7	最低SD額	該当なし	カカオ豆1トンあたり70米ドル。必須化2022年10月1日(アフリカ)、2022年7月1日(世界のその他の地域)。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	未定	該当なし

3.3.4	SIの支払いに責任を有するサプライチェーン CH	第一バイヤー	第一バイヤー	ブランドオーナーが責任を有する。  梱包業者/製造業者が、ブランドオーナーに代わって、SD支払いを行う。	輸入業者が、輸出された数量に応じて農場 CH によって受領される予定の1トンあたり5.50米ドルのSD支払いに責任を有する。  農場 CH と輸入業者の間のその他のサプライチェーン CH は、支払いを送金する。	第一バイヤー	第一バイヤー	第一バイヤー	未定	第一バイヤー
3.3.5	トレーサビリティシステムでの SI 支払いの報告	第一バイヤー	第一バイヤー	ブランドオーナーまたは委託先の梱包業者	第一バイヤー	第一バイヤー	第一バイヤー	第一バイヤー	未定	第一バイヤー